

空き地登録申込

菊池市役所 集落・定住支援室
令和4年6月17日作成

～ 空き地を「空き家バンク」に登録するまでの流れ ～

【重要】空き家バンクに登録の申込をするためには、以下の要件（1～5）すべてを満たす必要があります。

1	住宅の建築に適当で、適切に管理されている更地である (※私物等が残っていない土地。手入れがなされている物件。)
2	申込者と土地の所有者が同一である (※相続登記等ができる物件)
3	土地に所有権以外の権利関係が設定されていない (※抵当権や私道の所有権等が設定されていない物件)
4	不動産業者等との媒介契約を締結していない土地である (※再登録の場合はこの限りではない)
5	市区町村税の未納がない (※申請者が、市民税・国民健康保険税等を滞納していないこと)

要件を満たしてない

登録の申込はできません

※まずは市役所へ一度ご相談ください。

1～5すべての要件を満たしている

登録申込書の作成・準備

No.	必要な書類	書類の作成及び提出時の注意点
①	空き家バンク登録申込書	市役所で発行
②	空き家バンク登録カード（空き地）	市役所で発行
③	土地の登記事項証明書	法務局で取得(郵送・オンライン請求も可) ※全部事項証明書に限る
④	位置図	任意様式
⑤	未納がない証明書	市区町村で取得
⑥	身分証明書の写し	マイナンバーカード・運転免許証の写しなど

書類一式の提出

市役所による審査及び不動産会社による調査

市役所による申請書類の確認や、物件が登録物件として適切であるか審査します。
その後、不動産会社に取扱可能物件であるか調査をおこないます。

要件を満たしていない

登録できません

「空き家バンク」に登録

【空き家バンク利用上の注意】

- ・空き家バンクは、「菊池市に移住や定住することを希望されている方」に対し「利用登録」を行い、空き地等の物件情報を提供しているものです。利用登録申請の際に、登録要件を確認していますが、「利用者の個人情報に関する収入状況等」については把握しておりません。
- ・空き地等の交渉や契約について、市役所は一切関与いたしません。
- ・空き家バンクへの登録期間は登録日より2年間です。期間終了後も登録を希望される場合は再登録していただく必要があります。
- ・空き家バンクに登録すると、「誰かが空き地を管理してくれる」という制度ではありません。契約に至るまでは、持ち主本人が管理しなければなりません。また、契約は仲介業者（不動産業者）が行うため、宅建業法に基づく手数料が発生します。あらかじめご了承ください。

お問い合わせ：菊池市役所 集落・定住支援室 電話 0968-25-7250